平成２７年（フ）第１３０８号
横浜市港南区港南台３丁目24番３号　ワコーはなすみマンション　202
債務者　森　　耕平
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３９１号
横浜市瀬谷区相沢７丁目40番地１
債務者　山崎　恵美
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４０３号
神奈川県海老名市大谷北４丁目３番32―506号
債務者　天野　芳子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７３号
静岡県浜松市東区安新町172番地の２　ハートハウスＢ　202
債務者　佐藤心歩子（旧姓堀部）
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３３１号
静岡県浜松市西区大平台３丁目９番35号　エバーグリーンⅡ　２号室
債務者　増井　基弘
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３３５号
静岡県浜松市中区野口町478番地　ライフポート野口202、前住所静岡県浜松市中区板屋町690番地　イーストコート403
債務者　小林奈々恵
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３４６号
静岡県浜松市中区幸５丁目５番13号　レスポワール302
債務者　加藤　勝美
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３６０号
静岡県浜松市中区元浜町92番地　エンブレム元浜316
債務者　飯作　文生
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３６９号
静岡県浜松市北区初生町948番地の４　マンションブルースカイ307号
債務者　川合　正人
1　決定年月日時　平成27年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２９７号
栃木県宇都宮市山本２丁目19番17号　多摩ハイツⅠ202号室、前住所福岡県福岡市南区高木３丁目２番９―401号
債務者　安野　光太（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３１８号
栃木県真岡市下高間木２丁目１番地６　ＳＳホーム１号、前住所栃木県真岡市上高間木１丁目35番地16
債務者　石川ケイシーこと　イシカワ　メディナ　レンゾ　ケイシ
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３２４号
栃木県宇都宮市江曽島２丁目２番７号　県営江曽島住宅７号棟51号室
債務者　星　　明美
1　決定年月日時　平成27年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３２６号
栃木県宇都宮市石井町3398番地１
債務者　金田　哲弥
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３２７号
栃木県河内郡上三川町大字三村332番地１
雇用促進住宅南１棟104、前住所栃木県河内郡上三川町大字上蒲生2152番地41
債務者　米川　大樹
1　決定年月日時　平成27年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７４７３号
東京都足立区皿沼１丁目13―６―503
債務者　平岡　克敏
1　決定年月日時　平成27年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部